

一向一揆の基礎構造

北 西 弘

【はじめに】

かつて筆者は、加賀における一向一揆の分裂を考察し、「草祿の錯亂について」（大谷學報三四一二）「中世における真宗寺院と在地の諸關係」（印度學佛教學研究五）を發表した事がある。然るにその後、一揆研究で數多くの成果を殘して來た井上銳夫氏が、「大小一揆論」（封建社會真宗教團の展開所收）を發表し、如上の拙論に懇切な批判を加えられた。氏の所説は、いつもながらの着實さをもつたものではあるが然し猶、個々的にも又、そのみとおしにおいても心伏し得ぬ點が多かつたので、再び「大小一揆」（真宗研究第三輯所收）を起稿し、その批判にこたえた。然しそれは限られた紙數に個々的な反論を断片的にこころみたものであつたため、そこでは筆者の統一的な一揆評價をうち出し得なかつた。當稿においてはその缺を補い、特に一揆終末の事狀を概觀したい。このため本文中、前稿の諸論と重複する部分もあるが、全體の論旨を明確ならしめるため、あえて割愛しなかつた事を、まずお断りしておこう。

織豊政權の歴史的評價は、近來いちじるしく重視され

る。周知の如き封建制再編成論や、初期絶對主義論、純粹封建制論等の論據は、いずれも、この政權の評價いかんによつてその正否を決すべきものである。

理由の第二は、從來諸種の限界によつてたちおくれて近世への轉換期にあたり、特に日本における封建制成立に關する歴史的な諸異見を統一するためのケイホイントを、その内容にはらんでいると考えられるからである。

いた中世史の研究が、特に戰後個々的な分野の地域的な成果を多くもぢながらもそれを綜合し、統一し得なかつた事に對し、織豊政權や江戸時代の研究から、さかのぼ

つて問題を提起し、從來のゆきづまりを克服しようとする學問的關心と方向が高まつた事に契機している。而してこのような關心をいだかれる織豊政權の意義については、既にすぐれたみとおしや、實證的な業績も少くない。^①が近來、政權統一の過程でそれが對決し克服しなければならなかつた一向一揆を研究し、以てその意義を側面から明にしようとする企圖が生じている。^②勿論この場合、織豊政權の政治的立場が、基本的には社會の生產構造と聯關係して理解されねばならぬものであるかぎり、その評價に一揆研究を寄與せしめようとするならば、從來とかくわりきりの多かつた一揆の構造論を再検討する事からはじめねばならぬ事は申すまでもない。ともあれ一向一揆の研究がこうした視野の廣い方向に導びかれつゝある事はよろこばしい事である。

さて、一向一揆は從來、莊園制の崩壊、村落の惣村體制の確立という事を基盤において論究されて來た。このように一向一揆といえは、村落の自治制や、年貢譲負、惣有財の所有等々によつて、農民層の政治經濟的高まりを指摘し、その主體性に注意をむける事が強かつたが、然し反面そうした自治制や主體性が没落してゆく矛盾や

過程を政治史的に明確した業績はとほしい。ために一向一揆の敗北も必然、名主層のうらぎりという抽象論に堕さざるを得なかつたし、從つて又、織豊政權の成立基盤も具體的な實證に缺くる點が多かつた。

以下、本稿において企圖するところは、そうした中世における村落協同體の矛盾と變形の動向を、決して多いとはいわれぬ史料を整理しつつ指摘する事にある。

二

まず一向一揆といつても、その長い経過には、おのずからなる段階が劃される。もつとも人口に膾炙され、その展開にみるべきもののあつた加賀一揆を例にとつてもそれには次のような段階がある。

①文 明 一 揆 (親元日記、白山宮莊嚴講中記録、溫故雜帖、八坂神社文書)

②長 享 一 揆 (蔭涼軒日錄、富樫記、加越斗争記、金澤寺文書)

③永 正 一 揆 (東寺過去帖、本願寺作法次第、尙通公記、加越斗争記)

④享祿・天文一揆 (白山宮莊嚴講中記録、反古裏、天文日記)

加賀記、その他)

⑤弘治一揆 (朝倉宗滴話記、北徵遺文、白山宮莊嚴講
中記録)

⑥天正一揆 (越賀雜記、北徵遺文、信長公記、その他)

(諸家所藏文書)

加賀一揆は、大體以上の如くその経過を六段階に区分しうる。然もその展開推移の中に、いちじるしい構造の變化がみられる。申すまでもなく、村落構造や、政治機構の變化である。而してこうした一揆の段階について、從來論究する人は意外に少なく、唯、井上氏が、享祿天文の一揆をもつて加賀一揆を前後に二分し、それぞれの性格と意義を論じた事があるだけである。^③ 卽ち氏は享祿天文の錯亂を契機として、在地に對する本願寺の直接支配が實現するというきわめて注目すべき所見を提示している。不幸にして享祿一揆分裂事狀については、氏とその見解を異にするが、然し氏のみとおしゃり、大小一揆の歴史的評價に對しては異論がない。

而して先に私は享祿の錯亂について、寺院相互の性格の中からその分裂事狀を必然視したが、その際そうした性格を、在地の政治經濟構造と聯關して語るという點では極めて抽象的且つ圖式的であつたため、その所説は說

得力を缺いていた。當稿では特にそうした缺を補うために大小一揆以後の時期に問題を指向させねばなるまい。

三

中世における土一揆や一向一揆は、その初期において強固な惣村體制を基盤として戰はれたものである事は周知の如くである。永原氏等の指摘に依れば^④ 中世村落の人的構成は、代官的名主、名主、中小規模名主職所有農民^{||}百姓、下人等をもつて成立しているが、こうした各層が、その内部に基本的な對立性を有しながらも、一應結合して守護政權に對抗したのが所謂長享一揆であり、永正一揆も又その系譜をひくものであつた。いうまでもなく、その本質的な矛盾を一時的ではあるにせよ統一せしめたのは、一に土豪名主層の領主制が未熟であり、一方又百姓の經濟的立場も未開であるという所謂生產條件の未成熟に依るものである。さらに二には惣村協同體を基盤にして、一向宗門徒としての思想的統一に所以されたものであろう。然も當時における本願寺は、そうした教團内部の異質的な構造の相互に對し、さらに教團と諸他の政治權力者の相互に對しても常に權威あるレグレー^タたり得ていた。然し享祿天文の一揆にいたるや、如

上の統一體はみごとにくずされてゆく。その事は、基本的には、惣村構成各層のバランスオーパワーの分解において、他には戦國大名領の形成とその相互抗争に對應し、本願寺自身否應なしにその政治的立場を決定すべく餘儀なくされた現實において理由づけられる。以下、惣村の分解を、享祿天文年間における在地の分裂動向に即して考えてみよう。

當期においてみられる在地の「さばきの衆」と「在所衆」の對立について考える。そのためまず左の天文日記五年四月二十四日の記事を注意しておこう。

〔從加州河北郡五番半金津之庄、彼庄之事如前々木越光德寺ニ申付候ニ付而、爲禮惣中より三百疋到來候〕

さて此の場合、木越光德寺に「申付候」の申付とは、金津庄に對する光德寺の知行方を申付けたのであろうか或いは逆に庄を領主へ返附するよう申付けたのであろうか。申すまでもなくこれは、天文日記六年十二月十九日條、七年二月八日條、七年九月七日條、を中心とし、さらに五年閏十月二十八日條、六年三月四日條や五年九月二十五日條等を参考として考える時、後者の意味に解すべきであろう。⁽⁵⁾蓮如在生の文明延徳年間、既に當地方と光

德寺の間には密接な經濟的關係が結ばれ、隣郷輕賀野百姓の如きは、領主祇園社への年貢を對応し、これを木越光德寺に收納していた。然るにそのような在地が今や光德寺の支配に對抗して、その驅逐を要求し、その「申付け」を行つた本願寺に對し三百疋の禮を行つてゐる事實の中に、在所衆と光德寺、さらには光德寺と結ぶさばき衆の分裂をよみとる事が出來よう。かく長享一揆においては、常に在所構成員の中心となりその指導權を把握していたさばき長衆が在所衆より排斥されるに至つた理由は、申すまでもなく惣村の力關係の破綻が、さばき衆の代官的性格への展向、換言すれば保守的傾向への推移を契機としておこつたものである。自己を中心とする、村落のヒエラルヒー全體の無條件上昇を疑懼すべきさばき衆の立場からいえば、彼等は、その志向した長享一揆の勝利と同時に、その支配の場を失うべき宿命になつたともいいうのである。

ともあれ以後、在所衆の結合は、その經濟的成长にさえられて、代官的名主層への反抗をいよいよ強く目的化して行くのであるが、そうした動向は、天文日記の所に散見する。例えば天文五年九月二十五日同二十六日條に、輕賀野さばき衆四人が在地の貢納事狀を知らない

といつてはいるが、此の事實は上洛中の故ではなく、さばき衆を越えて、たくましい展開をなして、在所衆（この構造は後述）の主動性によるものであろう。さらに天文日記所出の「旗本別心」と、郡中によるその成敗もそうした動向を背景とするものであろう。即ち、天文六年八月二十六日條に

〔自加州石河郡、就六ヶ新左衛門構別心證跡有之儀、生涯させ候由、注進候。〕といい、又

同年十二月十八日條には

〔從加州河北郡、以訴狀、鈴見長門別心現形候へ共、於石川郡一兩人洲崎被憑彼者相拘候、言語不^(既)言次第^(也)各可加成敗覺悟候由、申候。使野藤右衛門^(假あり)〕とあり、同七年十一月十日條にもまた、

〔加州四郡洲崎兵庫河合八郎左衛門事、自此方申付儀をハ不承引、亂國中儀、其咎不淺、彼面々ニ不可限、法義并諸事可令其覺悟之由、出之遣候。此狀四郡所望之間下之〕（傍點は筆者）という記述がある。

從來加賀教團を支配して來た、洲崎、河合、鈴見の別心を訴え、然も郡中、もしくは郡衆（天文日記七、二、八條参照）として結合し、これに對抗する在所衆の存在は、教團構造のいちじるしい變化をものがたつてゐる。在所

衆のこのような勢力的擡頭は、先述した如く、その經濟的條件において語らるべきものであろうが、それと共に本願寺の在地支配政策の變轉と、それにもとづく下間、超・本寺方と三ヶ寺方の抗爭という政治的動亂を背景としている事を忘れてはならない。

然らば新しい教團の主流である「在所衆」とは一體如何なる構造をもつものであろうか。

四

石川郡四十萬善性寺に所藏する富樫氏（泰俊）^(カ)袖判のある左の文書をまず注意しよう。

〔本庄四十萬村之内散田之年貢以下、如先規當代官江可致直納萬一於後日、其村番頭菟角儀申候共、

不可在承引候 仍狀如件
天文二年六月三日

四十萬村散田

百姓中

今ここにいう代官はだれで、番頭のなに人であるかについては一切不明であるが、然しう所の番頭は所謂農民的名主と考えられ、在地において農耕經營より離れない

下級名主層であるとしてよからう。而してかかる村番頭が在所衆の中心となつてゐたと推定される。右の資料によつて我々はまず、年貢收取者である代官に對抗して、百姓中にトカクの儀を申しつける番頭の位置について考へべきであろう。

當期における諸史料所出の番頭は、勿論莊園的秩序において番頭給をうけ、その經濟的收取に關係する純粹な意味での番頭職所有者のそれも皆無とはいえないが、然しその大半は過渡的な、村々の顏役、という程度のものと解しておいてよいであろう。⁽⁵⁾

而してかかる村番頭の經濟生活は、勿論農業經營と分離しては考えられないが、その上特に注意すべき事は、在所衆として門徒團を指導經營し、その教團經濟と關係する事に依つて、若しくは教團の政治的エネルギーを背景とする事によつて、それ相當の収益をもち得たのではあるまいかといふ事である。勿論この事が當時の番頭全體に通するものであつたかどうかが問題であり、又通じた現象といい得てもその収益は、個々の條件によつて異つた形で得られたであろう。然し此處では、そうした収益がたとえ部分的なものであるにせよ、それが當代において特異な歴史的現象である事に、重要な意義を感じて

いる。本福寺跡書に

「隣郷イカナル里ニモ、老ニ成テ得分アリ。堅田ニモ浦ヨリ河役ヲトリテ社中ニ食コトアリ。ナクサミアリ番頭キウアリ。御門徒ノ老ハナニヲカフリテナクサマンヤ。道場ノモノヲクウタコソトクヨ。ツカフタコソ得ナレト。アレニカクシコレニカクシ。クイツヤスハカリナリ。是カスイフンノ老ソト心得タリ、永正七ヨリ天文十年ニ至テサイハンノ老カクノコトシ」
(傍註カッコ内は筆者) といふ。

地域こそちがえ此處にいう「御門徒ノ老」を、加賀における番頭衆のそれとして考えてよからう。

天文日記六年九月十四日の條には、倉見番頭、同六郎左衛門が、番田山⁽⁶⁾を盜み注意されたところ、「人數ヲ相語」らつて山主を打擲刃傷し、さらにこれを注意に出た寺尾の（光現寺）新發意までを打擲した事件を記載している。又同日記七年十月十一日の條には河北郡長屋の番頭が傳燈寺花藏院に、亂行の僧を申付け住持せしめ口入している事を示しているし、さらに同五年十月一日條には俱梨迦羅長榮寺住持職について、藤文⁽⁷⁾の番頭が口入し下間筑前、備中と談合して住持の僧を追い拂い、以前とりたてた無縁の客僧を置いた事を記している。申すまで

もなくこれは長樂寺明王院領が藤又（＝藤侯）内に所在する事にからまる事件である。（天文日記六年四月二十日條參照）さらに同六年十月三日の條にも又、當番頭が筑前、備中に相語らい住持紀伊順遍を追い拂い、寺領を恣にしている事をのせている。このような番頭の違亂は、その後もつづき同十二年十月十九日の條によれば、藤又の番頭が、跡職を此方の儀（本願寺の儀）と號して闕所にし、ほしいままの支配をなし、もつてその勢力を伸張せしめている。

さて以上のような村々の番頭こそ、門徒土豪が在所の協同生活からうきあがり、反動化した後をうけて、村落の支配權を自らの手中に收めて行くのである。そしてこうした経過において享祿天文一揆は構造的に把握されるべきであろう。

從來、例えば洲崎の場合、天文日記十一・八・十四、十六・三・廿三、十八・六・十九、等所出の地域をその支配下におき、若松本泉寺の場合は、十八・二・廿四、十八・五・六、十五・五・廿二等、木越光徳寺の場合は六・六・十九、二十、二、十九條その他にみられるそれが、その地域等を組織支配していたが失脚し、支配下の在

所衆はそれぞれの繫縛を脱して直参化するに至るのである。天文日記所出の、郡や諸々の志を持参して上洛する諸江の九郎兵衛⁽¹⁾、中條與三郎⁽²⁾、直江村新右衛門⁽³⁾や上番の大場善明、森下西乘⁽⁴⁾等は、すべてこうして出現した村々の番頭層と解して大差あるまい。

勿論、在所衆とさばき衆は、いずれの地域においても、かくの如く見事に對抗し、區分し得るものとは考えないが、然し在地の大勢がこうした方向において郡中組織を再生産しつつあつた事の動向と意義を注意しなければなるまい。

然らばこうした在地の新しい勢力に對抗される代官層（別心、破門の門徒土豪も勿論この範疇に入る）とは一體如何なる存在なのだろうか。

五

中世末期における加賀の代官を、その出身別によつて分類すると大凡、①白山長吏系 ②領主系 ③本願寺系の三系統に分れる。勿論これら各個の職權を同一視する事は出來ないし、又形の上でも、在地に常住するものや、歳々下向して年貢徵集後歸洛するもの等の諸種があるが、いすれにせよ分類された三系統にもとづきそれら

の性格を尋ねてみよう。まず

①系統の代官とは、例えば白山惣長吏澄辰が禁裏御料所輕海郷（能美郡）の代官職に補任されている如きである。（言繼卿記天文十三年十月十一日條、同十三年十一月三日付白山比咩神社文書）

②系統の代官は、これをさらに區分すれば、武家系統のものと社寺權門系統のものにわかれ。例えば天文日記所出の瀧川武衛の代官内海四郎左衛門や（六・六・廿五日條）五ヶ庄御臺料所代官佐子局、その下代官興禪軒（天文五・九・廿八日條）、永正七年六月五日付建内文書にい

う河北郡輕賀野の社家代官、江沼郡富墓庄代官の北野社松梅院禪興（天文十四年四月廿八日付疊殊院文書）南禪寺領能美郡得橋郷代官周璉首座、その後任景珠（天文十五年三月朔日付南禪寺文書）等々の如くである。猶、代官が在地無案内でさらにその請人を任じている事例のある事は注意すべきであろう。⁽¹⁵⁾

③の本願寺系統の代官は、さらに三ヶ寺、國衆系統の代官と下間本願寺系統の代官とに區分しうる。下間本願寺系統の例をあげれば、鷹司領益富保の代官備中（天文日記五・閏十・四條）幕府料所石川郡森島、同六ヶ村（長鶴、野田、高畠、宮武、藤六、小豆澤）同德久の代官下間光

頼（古文書集、天文九年十一月二日付文書）小川坊城知行若子村代官興修理亮 同笠野村代官山田四郎右衛門（天文日記五・十・一條）等々であり、又天文日記七年二月九日條に依れば備中に召し使えていた岡新左衛門も代官職をもつていたという。次ぎに三ヶ寺系統の例をあげればその代表的なものは、攝津氏所領倉月庄における光徳寺茶々、光琳寺慶祐、高桑六郎左衛門尉、等の如きである。又越中太海郷三寶院領遊佐左衛門大夫の代官を押領した洲崎の場合もあげてよいであろう。（天文日記六・六・十六條）さて加賀における代官職の分類は大體以上の如くであるが、申すまでもなくこの内③の系統が實質的な權力を有していた事は疑われない。その事は天文日記六年六月二十五日條に、

「瀧川武衛之代官内海四郎左衛門、彼知行野代へくだし候處ニ、種々超勝寺無許容、剩案内者まで加折檻、上野書狀をも不請取、宿をもかさず候て、色々面目うしなわせられ候よし、以一書申候、（以下略）」という事や、

永祿三年三月四日、將軍足利義輝が、能美郡廣瀬の代官職を菊阿に安堵しようとして、本願寺に口添えを依頼し

在所に申付けさせている事（溫故古文抄）同四年六月十八日、菊阿の代官職が清水某によつて濫妨されたと、幕府は再び本願寺に申付けを依頼している事（溫故古文抄）、さらに永祿五年四月十七日幕府は西郡知行分の南白江莊（能美郡）を、子細あつて一圓御料所になし、その代官を内田出羽守に申しつけた時、本願寺に承認を求めている事（後鑑所引古文書、古蹟文徵）等々に徴しても明である。

かくの如く、本願寺系統以外の代官が無力化しその補任や現地下向にあたり逐一本願寺の折紙を所望し、その申付けをまたねばならぬ状態であつた事は、その領主權の無力化と共に、天文日記や賀州本家領謂付日記によつても明白である。以下繁雑ではあるが、天文日記に示される代官關係の記述項目を紹介しておこう。

7	6	6	6	6	5	5
.
9	12	7	6	3	11	10
.
7	4	6	16	4	14	1
7	7	6	6	6	5	5
.
9	2	9	6	3	11	10
.
10	9	1	20	24	18	7
7	7	6	6	6	5	5
.
10	4	9	6	5	12	閨
.
18	26	7	21	9	7	6
7	7	6	6	6	5	5
.
10	7	10	6	5	12	11
.
22	28	26	25	27	28	2

然らば、以上の様に無力化した領主系の代官層が猶依然として存續せしめられ、本願寺に安堵されつゝ、舊態を保とうとする理由は一體何邊にあつたのであろうか。換言すれば、實質的な力を有する本願寺系の代官に、中世

④代官の本役違亂

			代官が在地で生害せしめられた例	12	6	6
6	8	5		12	6	3
10	8	12		12	6	3
26	6	28		24	25	4
8	9	6	代官が百姓となれあつて替えられた例	16	6	6
5	3	4		2	12	5
12	11	4		24	4	9
8		9			8	6
6		12			10	6
12		7			10	16

例

- | | | | | |
|---------------------------------|----|----|----|----|
| ○右の記述をさらにくわしく分析すれば左の如き内容に分類しうる。 | 16 | 9 | 8 | 7 |
| | . | . | . | . |
| | 2 | 9 | 10 | 10 |
| | . | . | . | . |
| | 27 | 14 | 10 | 26 |
| | 16 | 9 | 8 | 8 |
| | . | . | . | . |
| | 8 | 12 | 12 | 5 |
| | . | . | . | . |
| | 14 | 7 | 5 | 12 |
| | 16 | 12 | 9 | 8 |
| | . | . | . | . |
| | 12 | 12 | 3 | 6 |
| | . | . | . | . |
| | 8 | 24 | 11 | 12 |
| | 16 | 9 | 8 | 7 |
| | . | . | . | . |
| | 2 | 4 | 8 | 6 |
| | . | . | . | . |
| | 24 | 3 | 6 | 4 |

末期の所領の經濟的收取が全面的にゆだねられなかつた理由は何であらうか。

いうまでもなく庄園領主の終末期の土地支配は、蠶食され、又されつてある土地の、ぎりぎりの直務こそ彼等に許された最善の方法であつた。この事は基本的には、領主並に領主系代官の收取體形が古い名體制を中心とする莊園的秩序を止揚し得ぬ状態にあつた爲である。當然の事ながら若し彼等が、古い收取體形を越えて新しい在地の動向に同調しようとするならば、郡衆によつてたちまちその立場をたたれる事は必定であつた。従つて古い形であるにせよ、政治的生命を失つた彼等にとつては、許される限り名體制の上に直務を遂行して行くより他に方途はなかつた。このような領主系代官に比し、本願寺系、特に下間系のそれは郷村や郡中がその背景となつてゐた。

このような兩者のおかれている政治經濟的場のズレに依つて、舊領主が本願寺系代官を補任する事は強力な本願寺の支援のない限り、合理的にみえて不適であつた。
(先に紹介した天文日記代官關係記載事項の①②参照)極論すれば、その補任は直ちに直務のみならず、所領の放擲に通ずるものでもあつた。かつて井上銳夫氏は、在所衆の經

濟的發展を可能ならしめた理由について考察し、まず彼等による新開の進展と、支配層の動搖期における土地占有権の確立という條件をあげ、同時に庄園制的秩序の中からもその理由を論述された事がある。(「十六世紀における本願寺經濟の一考察(下)」〔新潟大學法經論集四の二〕即ち具體的には名田を單位とする庄園制秩序の崩壊にあたつて領主側のとつた措置は、在地の有力百姓を名主や番頭に補任し年貢等諸役を庄家に沙汰せしめる方法をとつたと指摘し、そこに番頭名主層が一般百姓と領主の間に立ち中間搾取を行ひ、もつてその經濟的展開の立場を確立し得たというのである。

然しこの所説は、如上の點からいつて再吟味されねばならないであろう。いずれ後述するが氏の例證としてあげられる光德寺等の名主補任はあくまでも、在地においてそれがもつ性格と、領主支配に對する近似性にもとづいてなされた補任と考えられる。従つて氏の依憑された「名主職補任狀案」は、かえつて光德寺等の立場の古さと限界を示す史料として把握さるべきものであつて、これをもつて在所衆の(庄園的秩序にもとづく)經濟的展開を實證する史料となす事は不適當であらう。

ともあれ現實を直視する領主は、本願寺にすがつてそ

の直務を安堵され最後のとぼしいむさぼりに満足する以外にその餘命を保つ道のない事を察していた。代官も又土着化して本役を押領するか、百姓となれあつてその立場を維持しようとするかの（天文日記代官關係記載の③④）みえすぎた冒險をこころみる以外に在地の新しい動向に對處する手柄はなかつた。所詮自己のおかれている歴史的限界を破ろうとするなら、それに報いられるのは生害以外の何ものでもない事を彼等は身にしみて感知していたのである。（天文日記代官關係記載の②）

以上の如き事状にもとづいてはじめて、當時の本願寺がおかれている社會的位置を具體的に解しうるのである。本願寺に對する各領主の終末的な態度は、天文日記や賀州本家領謂付日記に明であり、又門徒衆に對する領家の態度は左に示す本福寺跡書に依つても明であろう。

〔賀州〕江沼郡ヨリ普生ノ領河「カニシヤウ」カニキウ生ハ在京ノトキ、ヨソヨリメシニト御使候トイヘケレハ、ハヤ下リタト申セ、（脇棚）アノセンタナノイヘクレヨクウテクタランソモアナタコナタノメシニマイリ御煩ニ成テノチニコレサマヘマイリテノ御ミヤケヲハナニヲモテ申サンヤクタルトトイフテツメクタリニクタラレタルトカヤ」（傍註カツ）

コ内は筆者、この文は時代のスレこそあれ、在所有力者の願

生が上京した際、各領家が馳走を求める事をいとつて、それらに會わざ急いで歸國する事を示す）
名主百姓中にあるた領主のいかめしい下知状の多くが現存するが、これはそうした態度の裏面にひそむ事實を物語る興味ある記述ではなかろうか。

以上、在地における領主系代官と本願寺系代官の實態にふれ、本願寺の在地に對する決定的權力を指摘した。（尙天文日記七年八月十六日の條を參照されたい）。然るに先にもふれた如く、本願寺系代官といつても下間系のそれと三ヶ寺系のそれには、いちじるしい性格の相異があつたと思われる。

これに關しては既にその所見を述べた事もあるが大まかにいつて三ヶ寺系代官の特性は、その收取體形がかえつて領主系代官のそれに近く、名體勢止揚の上にたつものではなかつた。越中太海郷代官職に對する洲崎押領の事例は別として、先に示した如き光徳寺、光琳寺、高桑等の名主職補任は正しくそうした性格の徵證に外なるまい。先に三ヶ寺方の領主權擁護を云々した事もこれにもとづいた指摘であつた。

從つてここに、莊園的秩序を破つて展開する在所衆が

三ヶ寺系の代官に對抗し、下間＝本願寺勢と提携する内的理由が自明となるであろう。

かくして、本願寺は在所衆を掌中に握る事に依つてその大名化を具體的に進め、在所衆又、本願寺を背景とする事に依つてその立場を確立してゆく。先述した如く、光徳寺を在地より驅逐した金津庄の衆が本願寺勢の下間備中と共に同庄七ヶ所を差配するにいたつて、（賀州本家領謂付日記、天文日記六、三、四條）同庄森の國光の跡職に關し、これを押取した野瀬五郎左衛門を、在所衆が郡中の力で屈伏謝罪せしめている（天文日記五、三、廿九日條）事等によつてもその力は充分うかがえるであろう。

然らばこうした本願寺支配下の在所衆は、先にもいつた如く番頭、農民の構造をもつたものではあるが、その關係は以後如何なる展開を示すのであろうか。

六

言及して來た如く、農民的名主＝番頭を中心とする在所衆は、本願寺の政治的展開に同調し、從來その支配權を握つて來た一家衆や代官土豪の繫縛を脱し、郡中組織を強化し、本願寺に直參する事となつた。然るに、天文

一揆以降、在所農民は番頭衆の強固な支配下に組織的に從屬せしめられる。然もそこでは全くの封建的支配をうけるに至る。

本福寺跡書に「諸國ノ百姓、ミナ主ヲモタシ／＼トスルモノ多アリ」と記す如く、いずれの時代、いずれの地域の百姓もその志念する所は一つであつたろうが、彼等は終にそれを克服するだけの客觀的な條件にめぐまれぬまま、番頭名主の封建支配下に從屬せしめられる。そしてこれが、在地封建制確立の基盤となつた事は申すまでもない。而してかかる在地農民層に對する名主層の封建支配については、特に色成年貢、公方年貢をその視角として東海地域を中心とした重松明久氏のすぐれた勞作があり、吾人に多くの示唆を与えてゐるが、このようない地の支配關係は當時畿内周邊地帶の一般的傾向であった。在地における封建的支配關係とはいうまでもなく番頭名主層の村役人化であり、それと大名權力との連闊において指摘しうるものである。而して番頭名主の村役人化とは、申すまでもなく、戰國大名に恩給されつつその支配機構の末端をない、年貢收納、勸農、司法をはたす事に他ならない。以下實例を能登にとつてその経過を具體的にあとづけてみよう。

天正八年正月二十五日付鳳至郡本誓寺文書によれば、本願寺坊官下間頼廉は「能州坊主衆、門徒中」にあて軍資を求め、同じく三月五日付文書によれば「能州本誓寺惣門徒中」から米穀三十一俵が本願寺に上納される。これに類する他の諸史料に徴しても、當地における教團の構造と機能は普通一般のそれと何ら變りはない。

然しこのような構造はそのまま戦國大名の郷村支配の場にも通じていた。まず次に示す鳳至諸橋文書に注意してみよう。

① 「態申越候、仍諸橋六郷之諸百姓并坊主衆、此度之儀候之間、脇々迄申催、急度可有馳走儀肝要候、委細次郎兵衛・西了兩人へ申候條、不能具候 謹言

卯月廿六日

景隆（在判）

宗隆（△）

堯知（△）

長盛（△）

盛光（△）

諸橋六郷
諸百姓中
諸坊主衆

（日置謙編 加能古文書による）

」

② 「此度諸橋六郷諸百姓并坊主衆、可令馳走之旨神妙候、就其、各手前貢用之内三分一、五年可令用捨候。急度猶以忠節肝要候。抽馳走候者ニ者、別而可相加扶持候。於致見合者、堅可申付者也 仍如件

卯月廿九日

景隆（在判）

宗隆（△）

堯知（△）

長盛（△）

盛光（△）

諸橋六郷

坊主衆中

百姓中

」

永祿八年、能登鳳至の眞宗教團が四組のタミ組織を結成した事や、その構造については、既に言及した事がある⁽²⁾が、その節もふれた如くこの①②文書にある「坊主衆」とは申すまでもなく眞宗の坊主衆である。①文書に温井景隆等より委細をうけたという西了は、眞宗坊主の

山中徳善寺西了の事であろうし、次郎兵衛、又門徒老であるう。

とにかくこうした門徒組織そのままが、戦國武家温井氏より馳走を求められ、且つそれに應じている事や、温井氏によつて「手前貢用之内三分一、五年可令用捨」という指令をうけている事は注意すべきであろう。これらによつて坊主、百姓脇々のものに至るまでの村落結合が、そのまま戦國大名の手に依つて封建的に組織づけられる動向をうかがつてよからう。

はたせるかな天正九年八月、ひとたび前田利家が、信長によつて能登一圓の領知を下知されるや⁽²⁾利家は如上の組織にもとづいて、在地の地下役を決定し、村役人への扶持支給を指令し、村落の支配體勢を確立した。そうした前田の在地支配を、老百姓の村役人化を中心としてながめてみよう。そのためまず在所老衆に對する扶持米支給の實例を示しておこう。

年號	被扶持者 <small>(在所肝煎年寄)</small>	扶持高 <small>(候置位)</small>	史料
天正	六、八、五 <small>(羽昨)</small> 菅原村の百姓行長	十五	羽昨國田文書
嘉慶	六、八、五 <small>(羽昨)</small> 中川村の太郎右衛門	十五	能登國古文書

十、九、一、(鹿島)熊木村の興一	十	
十、十、十一、(鹿至)道下村の三郎左衛門	十五	ヲ
ヲ、(鹿至)阿岸中村の高右近	十	ヲ
ヲ、(鹿至)荒屋村の三郎左衛門	十五	ヲ
ヲ、(鹿至)川島村の七郎兵衛	十	鳳至高橋文書
ヲ、(鹿至)中居村の鑄物師三右衛門	二十	中井三右衛門傳書
ヲ、(鹿至)長井村の百姓番頭	十	能登國古文書
十二、十三、一諸橋村の百姓次郎兵、二十衛門	二十	鳳至諸橋文書

以上その主要なるものを列舉した。さて、こうした扶持米支給と農民的名主層の村役人化は勿論前田氏によつて組織的になされたものではあるが、然し先に示した諸橋文書の①②や、天正八年六月一日付羽咋郡四町村文書に示される、四町永三に對する溫井景隆の二十俵扶持支給等はその先端をなすものとして注意すべきであろう。而して、天正十年十月十日付の右圖の下知状には、「惣地下之儀、情を可入事肝要候也」といふ、或いは

「惣地下之事可肝煎儀肝要候也」 「諸事地下等之儀、可馳走者也」 等々といふその性格を規定している。さらに

先に示した諸橋文書①②に出で、又天正八年六月五日溫井景隆より、普請等を命ぜられ千疋を永代扶持せしめられ(諸橋文書) 常に諸橋六郷衆の中心となり、坊主衆と共に在地組織を強固に指導して來た次郎兵衛が、天正十一年十二月一日利家より二十俵の扶持米を支給され、村役人化し、大名の支配下に屬するにいたつているが(右圖II 扶持米支給表参照) この推移は、そのまま教團の時代的推移を投影するものとして、特に注意されて然るべきであろう。

さて然らば、以上の村役人を通じて、在所農民に對する利家の支配は具體的に如何なるものであつたろうか。數多い史料の内、一、二をひろつて紹介しておこう。

(天正) 號	宛 所	事 項	史 料
九、九、五 <small>(珠洲原草)</small>	奥郡百姓中	海岸警戒	<small>(鳥空)</small> 粟藏村彦丞文書
九、九、八 <small>道下百姓中</small>	<small>地下人、長者、肝煎に命じ逃散百姓の歸農をうながす</small>	能登國古文書	
六、一、十二 <small>片山内膳、村井國中忽夫に七尾城の堢普請</small>		拾遺溫故雜帖	

六、二三 <small>三十兵衛</small>	七尾築城のための鑄物さし出し	中居鑄物師傳書
六、五 <small>五</small>	粟藏村彦丞	奥郡の中、敵對者の注進
六、六三 <small>三</small>	穴水百姓中	七尾城築材の運搬
六、七三 <small>三</small>	穴水百姓中	織持參七尾參着の鳳至川島村文書
六、八毛 <small>毛</small>	富木藤かけ村役	盜賊逮捕
六、六毛 <small>毛</small>	中井村三右衛門	年貢米催促
三、六毛 <small>毛</small>	中井村三右衛門	同右
六、八毛 <small>毛</small>	中井村三右衛門	北徵遺文
三、六毛 <small>毛</small>	中井村三右衛門	中居三右衛門傳書

以上その支配は村役人を通じて、年貢催促、使役徵集、勸農、治安維持等にいたる諸般に及び、ここに村役人の村落における位置と方向が機能化されるに至る。然し反面、村落結合の何ものであり、名主長の志向が何邊にあるかを、その歴史において體驗して來た封建爲政者は、もとより代官、村役人の舉動に對し無神經ではあり得なかつた。その事は、能登國古文書に

「當國一職に被仰付間、爲御禮寵上候、
出訴訟可申者也
(天正九年)
十月九日

然者代官其外誰々に而も、非分之義於申懸者、百姓罷利家 (在印)

といふ中にもうかがわれる。さらにかかる態度は給人に

もとられ、川島村文書に

「以上

其方繩打田地年貢米之外、一切自餘之

船海役・山川等、給人不可存之條、萬一申懸者有之

者、則可令注進者也

十月十九日

利家（在印）

穴水百性中

とある。

申すまでもなく、この兩文書は、封建支配という立場から厳密に批判すれば、いくばくかの矛盾を含むものではあるが、然しそれはそのままより強固な支配體形への過渡性を示すものに他ならない。そして又、この異常なまでの利家の神經の中に、我々はくずれざる中世の調音をききうるのではなかろうか。

むすび

以上、さばき衆と在所衆の分裂が、おもてだつて來た大小一揆の頃から、番頭と百姓の間に封建的な支配關係が確立される近世初頭に至るまでを問題とし、一向一揆崩壊の過程を村落構造と政治權力の推移とのからみあいの中から究めようとして來た。而して具體的には、土豪

國衆と在所衆、在所衆の中でも番頭と百姓のそれぞれの對應の仕方を課題として指摘し、兩者は（土豪國衆→在所衆。在所番頭→百姓）その支配意慾において、本質的には異なるものではなかつたが、然しそれらが當面した時代の客觀的な政治條件が相異したため、結果する所にいちじるしい差異が生じた事を實證し得た。即ち中世末に至つてみられる在地の政治經濟的成長と、よりすぐれた戰國大名の支配政策は、既に本願寺自身に、在地に對する政治的支配の再生産を許さなかつた。主導權は終に封建大名の手にゆだねられるに至つたのである。それと共に、本願寺の政教兩面にわたる在地支配は、分化せしめられ、教團の僧は正しく僧としての生活に方向づけられ、その積極的な政治生命をたたれるに至る。正しくここに江戸時代における教學勃興の基本的な一條件が與えられる事となつたのである。唯注意すべき事は、封建的支配が村々の末端にまでおしすすめられた時代に、特に村役人化してそれに荷擔した既往の門徒老層が依然、眞宗寺院の有力門徒としての位置をすてなかつた事である。この事實は、實に豊富な歴史的內容をもつものであり、江戸時代の眞宗教園史、特にそれと幕府權力との政治的な關係を考える場合の基本的な前提となる事を忘れてはな

らない。申すまでもなく眞宗の教團、就中その構造を、本質的に理解しようとするならば、常に過渡期の問題をなおざりにしてはならないが、今中世末という過渡期を問題として得た江戸時代教團史へのみとおしの一つが、正しくこの事實であつた事を附言しておこう。

註

①今井林太郎「信長政權の歴史的意義」思想269

豊田 武「織豊政權の成立」思想310

鈴木良一「織豊政權論」日本歴史講座第四卷

永原慶二「織豊政權の理解をめぐつて」歴研146

安良城盛昭「太閤檢地の歴史的前提」歴研163、164

／「太閤檢地の歴史的意義」歴研167

その他

②永原慶二、前掲論文

笠原一男「信長政權確立における一向一揆」歴評4-2

重松明久「織田政權の成長と長島一揆」名大文學部研究

論集Ⅳ

石田善人「畿内の一向一揆について」日本史研究23

③井上銳夫「石川縣の歴史—中世史—」

／「十六世紀における本願寺經濟の一考察」新潟

大學法經論集3の3

④永原慶二「莊園解體期における農民層の分解と農民闘争の形態」歴評4-4

譽田慶恩「東北地方封建社會の形成と一向衆」歴史第1輯

1輯

⑤拙稿「大小一揆」眞宗研究第3輯

⑥八坂神社文書、(1)文明十三、十一、九付、(2)延徳二、八、十七付、(3)年號不明光德寺河北郡一揆中あて文書

⑦天文日記七、二、八日條参照

⑧天正十、十、十日利家より十俵の扶持を支給された鳳至長

井村百姓番頭は(能登國古文書)こうした性格を示している。

尙、井上氏前掲論文「下」を参照されたい。

⑨當記事のみでは、「番頭が田山を」か或いは個有名詞としての「番田山」が明でない。

⑩天文日記五・一・七、五・九・四、六・三・廿七、六・九・廿九日條

⑪天文日記五・三・十九、五・三・廿四日條

⑫天文日記五・五・二、五・五・三日條

⑬天文日記十六・三・廿三、十八・二・廿四、廿二・十二・十九日條

⑭天文日記十七・二・十九、廿・一・十九日條その他

⑮天文日記六・九・一日條、六・九・七日條参照

⑯北野神社文書(天文十八年七月付)には福田庄代官として和泉堺米屋彦左衛門尉とその譜人磯部神左衛門重秀の名をあげている。

⑰前掲拙稿

- (18) 拙稿「中世における真宗寺院と在地の諸關係」印度
學佛教學研究三之一
- (19) 同右
- (20) 重松明久 「名主層の封建支配に関する試論」名大文學部研
究論集 XIV
- (21) 重松明久 「色成年貢、公方年貢をとおして―」名大文學部研
究論集 XIV

- 同 「在地封建制の構造
〔色成年貢、公方年貢再論〕」名大文學部研究論
集 XVII
- (22) 拙稿「中世村落と真宗の聯關係について」大谷史學 6
信長公記八月十七日條